

平成二十九年内閣府・復興庁令第一号

復興庁・内閣府関係福島復興再生特別措置
法施行規則

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第
二十五号）第十七条の二第一項第一号の規定に基
づき、復興庁・内閣府関係福島復興再生特別措置
法施行規則を次のように定める。

福島復興再生特別措置法第十七条の二第一項
第一号及び第十七条の九第一項第一号の復興庁
令・内閣府令で定める基準は、平成二十三年十
二月二十六日に原子力災害対策本部（原子力災
害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六
号）第十六条第一項に規定する原子力災害対策
本部をいう。）において決定されたステップ二
の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見
直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題
について示された国の避難指示を解除
するための要件を踏まえ、住民が受ける年間積
算線量について、二十ミリシーベルトであるこ
ととする。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年六月九日内閣府・復興
庁令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。